

令和 2 年度（2020 年度） 食品、添加物等の夏期一斉取締りの結果について

食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るため、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示等について、夏期一斉取締りを実施しました。

1 実施期間

令和 2 年（2020 年）7 月 1 日から 8 月 31 日までの 2 ヶ月間

2 実施内容・結果

(1) 田崎市場夏期食品一斉取締り

7 月 2 日、熊本地方卸売市場（通称「田崎市場」）において保健所の食品衛生監視員など 12 名で立ち入り検査を行いました。食品関係営業施設 62 施設の立ち入り検査を行い、延べ 2,960 検体の食品を検査しました。その中で生食用鮮魚介類の保存基準違反が 2 件ありましたが、発見時に指導を行い、直ちに改善してもらいました。

(2) テイクアウトなどを行う飲食店への臨検

新型コロナウイルス感染症の影響から、新たにテイクアウトなどを開始する飲食店が増えているため、市内の飲食店 173 施設を臨検し、持ち帰り・宅配食品の衛生指導を実施しました。また、その際に新型コロナウイルス感染防止対策等について情報提供・啓発も行いました。

(3) 啓発・情報提供等

熊本県内に発令された食中毒警報及び食中毒注意報をホームページや SNS へ掲載するとともに関係者へ情報提供を行いました。